

京都市告示第322号

都市計画法（以下「法」という。）第21条第2項の規定において準用する法第19条第1項の規定により京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）を変更したので、法第21条第2項の規定において準用する法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を縦覧に供します。

令和3年9月14日

京都市長 門川大作

1 ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）の名称

7号 京都市魚ア拉里サイクル施設

2 都市計画を定める土地の区域

廃止する部分

京都市伏見区横大路千両松町の一部

3 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

(都市計画局都市企画部都市計画課)